

～申請場所がハピネスになりました～

令和6年度 下川町福祉灯油等 購入助成事業の実施について

町では、灯油価格の高騰対策として、対象者に
福祉灯油100リットル分または
相当分の薪または電気代を助成します。



対象者については、次のページをご覧ください。
★審査の結果、対象とならない場合もありますので、
あらかじめご了承ください。

次のページへ

◎ 対象となる世帯

- ① 令和6年12月1日以降申請日まで、下川町の住民基本台帳登録世帯
- ② 令和6年度市町村民税非課税世帯

上記①②いずれにも該当する方で、下記③④⑤のいずれかに該当する方

- ③ 高齢者世帯(原則として65歳以上の方で構成する世帯)
(※年齢の基準は、令和6年12月1日現在です。)
- ④ 障がい者世帯(療育A、精神1～3級、身障1～2級、3級は内部障害のみ)
- ⑤ 子育て世帯(18歳未満の児童若しくは、18歳以上20歳までの児童を扶養する世帯)

◆ 対象とならない世帯

- ・高齢者世帯の場合、住民基本台帳上、同一世帯、世帯分離にかかわらず、18歳以上65歳未満の同居者がいる世帯
- ・課税世帯から扶養されている場合
- ・あけぼの園、生活支援ハウス、山びこ学園、一の橋集住化住宅、福祉等施設(ぬく森、グループホームなど)の入所(居)者
- ・生活保護費、中国残留邦人等支援給付受給世帯

次のページへ

◎ 受付期間

令和7年1月15日(水)から令和7年3月14日(金)まで

◎ 受付場所

総合福祉センター「ハピネス」(印鑑不要)

◎ 臨時窓口

上名寄・一の橋の臨時窓口につきましては、
開設いたしませんのでご了承ください。



《お問い合わせ》

総合福祉センター「ハピネス」内
保健福祉課 福祉係

電話 4-2511(内線613)

IP電話 4-3356